

2020年4月28日

学生・教職員 各位

TUT 新型コロナウイルス感染警戒対策本部

新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴う  
海外からの帰国・入国及び海外渡航に関する方針について(第二報・改訂その4)

新型コロナウイルス感染症について、欧米諸国等での感染が急拡大している状況で、世界保健機関（WHO）においても「制御可能な世界的大流行（パンデミック）」と表明する状況となっています。また、行動制限や出国規制等を行う国も増えております。

こうした状況の下、本学の学生・教職員の帰国・入国及び海外渡航に関しては、今後は、以下により対応してください。

### 1 海外渡航について

- 1) 外務省の感染症危険情報発出の有無に関わらず、業務上及び海外研修・留学等のための海外渡航は、不可とします。
- 2) 私事渡航は、自粛を強く要請します。母国への帰国等で、やむを得ず海外渡航を行う必要不可欠な理由がある場合は、渡航先の状況を確認した上で、事前に渡航可否の相談及び学生の場合は海外渡航届の提出を必ず行って下さい。(※1)

- ・3月31日付けで、全世界に対し「感染症危険情報レベル2」以上が出されています。各国・地域では、出入国規制や検疫措置の更なる強化の可能性もあります。渡航できても、検査・隔離が義務付けられる等、入国、活動が制限される可能性があります。
- ・3月26日付けで、全世界に対する「危険情報レベル2」が発出され、行動制限や出国が困難になる国・地域が増えております。

(外務省が発出する情報には「感染症危険情報」と「危険情報」があります。)

- 3) 現在、渡航中の者は、感染症等危険情報、渡航目的、現地の状況等を鑑み、早期帰国を求める場合があります。

### 2 海外からの帰国・入国について

- 1) 日本に入国・帰国する際、全ての国・地域が検疫強化の対象となっています。  
その場合、国籍を問わず、検疫が強化され、検疫所長の指定する場所（自宅等の国内居所）で、健康上異常のない者も含め、14日間の待機と、国内における公共交通機関を使用しないことが要請されています。そのうち特定の国・地域からの入国・帰国者にPCR検査が実施されます。  
(検疫強化対象国・地域)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)
- 2) 帰国・入国時に発熱、咳等の症状がある場合、滞在中に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚な接触\*があった場合は、必ず空港の検疫官に申告し、必ず、その指示に従う。
- 3) 待機期間後も体調には留意し(※2)、3つの条件(※3)が重なる場を徹底的に避けるようにしてください。

※1 学生の私事渡航の相談及び海外渡航届の提出は国際課留学生係へ、教職員の私事渡航の相談は総務課総務係にしてください。

※2 風邪の症状、37.5 度以上の発熱が4日以上継続、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)があるかどうか等。

※3 3つの条件

- ① 換気の悪い密閉空間。
- ② 多くの人々が密集している。
- ③ 近距離(互いに手を伸ばしたら届く範囲)での会話や発声が行われている。

4) 上記の帰国・入国後の自宅待機、2週間以内の間に症状(発熱、咳、等)が出た場合は、他人との接触を避け、症状発生のフロー図(学生用 <https://www.tut.ac.jp/docs/20200331taikeizu.pdf> 教職員用 [https://www.tut.ac.jp/docs/20200319\\_11hou-3.pdf](https://www.tut.ac.jp/docs/20200319_11hou-3.pdf))に従い、本学健康支援センター及び「帰国者・接触者相談センター」に必要な連絡を行うこと。その際には、渡航経歴があることを必ず申し出ること。

なお、自宅待機のため大学に出勤又は出席できなくなった場合は、別途その旨を各自の所属先にも連絡すること。(授業を欠席する場合は、本学履修要覧の「IV履修方法等 10 その他 (4) 授業の欠席について」を参照のこと。)

5) 一時帰国中留学生、新規渡日予定の留学生に関しての渡日については、別途の通知をします。

「濃厚な接触<sup>\*</sup>」をした者とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。(国立感染症研究所感染症疫学センター 2020年4月20日版)

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他: 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

○警戒対策本部連絡先:

TUT 新型コロナウイルス感染症警戒対策本部事務担当  
(総務課総務係)内線 6504, 直通 0532-44-6504  
mail:somsom@office.tut.ac.jp

○豊橋市保健所健康政策課(帰国者・接触者相談センター):  
0532-39-9104

○国際課留学生係(学生の私事渡航、海外渡航届)  
内戦 6546, 直通 0532-44-6546  
Mail: ryugaku@office.tut.ac.jp

(参考ホームページ)

○外務省海外安全情報ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○国立感染症ホームページ

「新型コロナウイルス(2019-nCoV) 関連情報について」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9324-2019-ncov.html>

○内閣官房ホームページ

「新型コロナウイルス感染症対策」

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○文部科学省ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

○豊橋市 「新型コロナウイルス感染症について」

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/41623.htm>

※海外渡航を予定する場合は、外務省サイトから登録できる「たびレジ」(滞在3か月未満)に登録してください。

「たびレジ」登録すると、渡航予定先現地の大使館・総領事館から、日本語で、最新の安全情報や緊急事態の発生をメールで知らせてくれます。渡航しない場合でも登録により、大使館・総領事館から安全情報が提供されます。